

第373回矢板市議会臨時会

報告事項説明書

令和4年2月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

第373回矢板市議会臨時会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、第367回矢板市議会臨時会において、議案第7号として議決を経た工事請負契約（第2期矢板市同報系防災行政無線通信設備整備工事）について、戸別受信機の屋外アンテナ設置工事の追加等に伴い、契約内容に変更が生じたため、令和4年1月13日に変更契約を締結しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。